2018年1月

株式会社(タイ国企業)設立要件

* 商務省事業開発局本局(全国)、あるいは管轄の各県支局で申請します、または 商務省事業開発局のウェブサイト (http://www.dbd.qo.th)からも申請可能です(2017年)

■設立登記要項

- 1. 基本定款事項の設定
 - 社名(商号)の予約と決定(第1案,第2案,第3案) <外国語も可> 商務省ウェブサイト使用 *発起人1名のパスポート・タイ居住地、社名予約有効期間は30日
 - 登記住所の選定
 - *登記住所により、バンコク都あるいは他県の官庁で設立申請
 - 資本金額の決定(登録資本金、払込資本金)
 - *払込資本は登録資本の25%以上を要する
 - 株式額面の決定
 - *一株 100THB、1,000THB 等区切りのよい額面
 - 会社営業目的の設定
 - 発起人の姓名及び住所
 - *合計3名以上で、団体名での発起人は不可(外国人も可)
- 2. 株主の姓名及び住所、持株数の割り当て
 - *合計3名以上で、タイ側が51%以上の株を持つこと(外国側が51%以上の場合は"外国企業")
 - *タイ側の株主数は1名以上で、外国側の株主数より少なくてもよい
 - *全発起人は、1株以上持つこと
- 3. 役員、サイン権者(代表権者)の選定
 - *サイン権者は役員の中から選定(外国人も可)
- 4. 監査役の選定
 - *設立当初は弊社で指名
- 5. 会社印の登録
- 6. その他特に指定したい事項(決算日、役員の権限範囲、設立経費清算、優先株式等)
- ■登記に際しての必要書類
 - 1. 発起人 / 株主 / 役員 各人の

タイ人の場合: ID カード写し、住所登録書(タビアンバーン)写し

日本人の場合: 旅券写しと日本(タイ国) 住所

- 2. 会社登記住所の地図、住所登録書(タビアンバーン)写し
- 3. 登録資本金が 500 万 THB を超える会社の登記の場合は、銀行からの資本金払い込み証明書(2015年1月31日)
- 4. 役所所定の申請書は全て弊社で準備
- ■登記に要する時間

1日間

■備考

2018年には株主1名で設立が可能になる模様です。